

## 広島市水道局広告掲載要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、広島市水道局(以下「局」という。)の新たな財源の確保によるお客さまサービスの向上及び地域経済の活性化に資するため、局の資産を広告媒体として活用して民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することに関して、必要な事項を定めるものとする。

2 広告掲載に関し、この要綱に規定する事項について、他の要綱に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる局の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 広報印刷物等

イ 施設

ウ その他広告媒体として活用できる局の資産

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(広告掲載の基本的な考え方)

第3条 局の広告媒体に掲載し、又は掲出する広告は、局の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうことのない信用度の高い情報によるものでなければならない。

### (広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの

(4) 政治性のあるもの又は選挙に関係するもの

(5) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの

(6) 社会問題についての主義主張

(7) 個人又は法人の名刺広告

(8) 美観風致を害するおそれがあるもの

(9) 内容又は責任の所在が不明確なもの

(10) 虚偽若しくは誇大であるもの又はその疑いがあるもの、事実を誤認するおそれがあるもの等その他消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの

(11) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの

(12) 水道関連業者の商品をあたかも局が奨励しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの

(13) 水源保全に反するもの等局の施策に支障を及ぼすおそれのあるもの

(14) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として適当でないと広島市水道事業管理者(以下「管理者」という。)が認めるもの

2 広告掲載に係る業種及び事業者、前項の規定により広告掲載を行わない広告の内容その他の広告掲載に係る基準は、別に定める。

### (広告の審査等)

第5条 管理者は、広告媒体に掲載し、又は掲出する広告に関する審査を行い、その可否を決定する。

2 管理者は、前項の可否について疑義が生じたときは、第7条に規定する広島市水道局広告審査会(以下「審査会」という。)に意見を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第6条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主が局の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (2) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (3) 広告主が別に定める制限業種その他広告を掲載しないこととする事由に該当するに至ったとき。
- (4) 局の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

(審査機関)

第7条 広告媒体に掲載し、又は掲出する広告の可否を審査し、意見を述べるため、審査会を設置する。

2 審査会は、広報広聴担当課長を委員長とし、企画総務課長、財務課長、営業課長、調整課長、計画課長及び広告媒体を所管する課長を委員として組織する。

(会議)

第8条 審査会の会議（以下「会議」という。）は第5条第2項に規定する求めがあった場合において、委員長が必要と認めたときに召集する。

- 2 会議は、委員長がその議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めたときは、会議の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、企画総務課広報広聴係において処理する。

(その他)

第10条 この要綱の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成15年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年9月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。